

森林

における盛土等も

※盛土・切土・土石の堆積(仮置き)

盛土規制法

に基づく

許可等

が必要です。

※規制区域によっては「届出」

- 盛土等による災害防止のため、令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が施行されました。
- 滋賀県では、県内全域を規制区域に指定し、令和7年4月1日から規制を開始しました。
- 令和7年4月1日から裏面に示す規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可または届出が必要となります。

規制区域内の森林では、森林法に基づく手続きのほかに
事前に盛土規制法に基づく許可または届出が必要です。

規制対象となる行為

- 太陽光発電に係る開発行為
(0.5ha以下のものを含む)
- 残土処分行為(残土処理場)
など

規制対象規模を超える
場合は手続き必要
(規制対象規模については裏面に記載)

※規制対象とならない用地(公共施設用地)

⇒ 林道施設(道路)、治山施設(林地荒廃防止施設)、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 など

※許可を要しない工事(災害の発生するおそれがないと認められるもの)

⇒ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

例: 市町森林整備計画に記載された森林作業道作設指針等に即して森林内に作られる森林作業道、集材路、林業専用道、土場等

⇒ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの など

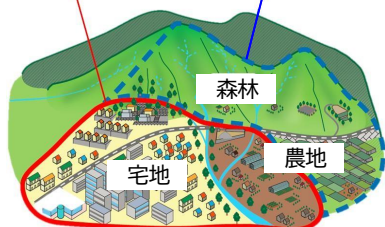
滋賀県の規制区域

滋賀県では、「県内全域※」を次の2つの規制区域のいずれかに指定しています。

【市町別の区域図も県HPで公表中】

特定盛土等規制区域

宅地造成等工事規制区域



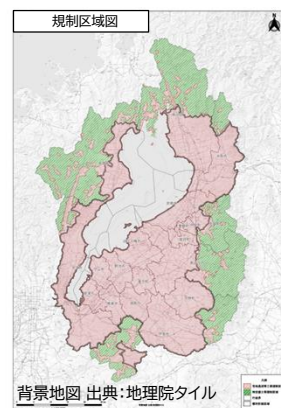
【宅地造成等工事規制区域】

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

【特定盛土等規制区域】

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※中核市である大津市においては、大津市が区域指定を行っています。



背景地図 出典:地理院タイル
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

【規制対象規模】…許可または届出対象となる盛土等の規模

区域	行為	要件	イメージ図
宅地造成等工事規制区域	許可	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	
		②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
		③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	
		④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	
		⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)※	
	一時的な土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	

区域	行為	要件	イメージ図
特定盛土等規制区域	許可	①盛土で高さが1m超2m超の崖を生ずるもの	
		②切土で高さが2m超5m超の崖を生ずるもの	
		③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	
		④盛土で高さが2m超5m超となるもの(①、③を除く)	
		⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超3,000㎡超となるもの(①～④を除く)※	
	届出	⑥最大時に堆積する高さが2m超5m超かつ面積が300㎡超1,500㎡超となるもの	

「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの
※盛土または切土、土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分の面積が要件（面積）に該当する場合。

お問い合わせ

滋賀県 土木交通部 住宅課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-4240



詳しくは滋賀県のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/339774.html>

※大津市域については、大津市のホームページをご確認ください。

滋賀県 盛土規制法

検索